

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：パナソニック E W エンジニアリング株式会社
(法人番号3120001089786)
業者の住所：大阪府大阪市中央区城見 2 - 1 - 6 1
- 2 指名停止措置期間：令和 7 年 9 月 1 日から
令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで (3 か月)
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、建設業法第 7 条第 2 号及び第 1 5 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第 2 6 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことから、同法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 3 1 日、近畿地方整備局長から監督処分 (指示処分及び営業停止 2 2 日間) を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号 (建設業法違反行為) に該当するため。

指名停止措置要領付表第 2 第 1 3 号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき (次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内